

## 小山工業高等専門学校特別聴講学生規程

制 定 平成15年7月22日

最終改正 平成16年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第53条第3項の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書(別紙様式第1号)を所属の大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、面接試験その他による選考の上、校長が決定する。

(指導教員)

第6条 特別聴講学生に対しては、指導教員として科目担当の学科長又は専攻主任を充てる。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、実験、実習を除く第4学年以上に配当された科目及び専攻科の科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料については、当該他大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は、本校の履修・評価に関する規程によるものとする。

(単位修得等証明書)

第10条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退 学)

第11条 学則等の諸規程に違反した者若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(他の規程等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 7 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 特別聴講学生入学願書

平成 年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

大学等名	_____		
学部・学科等	学部	学科・専攻科	
学 年	_____	学 年	_____
学籍番号	_____		
ふりがな	_____		
氏 名	_____		男・女
生年月日	_____	年 月 日生	_____
	〒		
現住所	_____		
電話番号	_____		

下記により特別聴講学生として入学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

### 記

授業科目等

開講学期	曜日・時限	授業科目	単位	担当教官
平成 年度	曜日 時限		単位	
平成 年度	曜日 時限		単位	
平成 年度	曜日 時限		単位	
平成 年度	曜日 時限		単位	
平成 年度	曜日 時限		単位	